

## ○事故処理委員会規程

### (目的)

**第1条** この規程は、会則第79条の9の規定に基づき、会則第79条の4に定める事故処理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

### (組織)

**第2条** 委員会の委員は5名以内とし、うち半数以上は、理事会において会員（法人会員を除く。）のうちから選任し、その余は、会長が保険会社から推薦された者を委嘱する。

2 会員である委員（以下「本会委員」という。）の任期は、前項により選任をした理事会の構成員の任期と同一とし、会長が委嘱した委員の任期は、委嘱した会長の任期と同一とする。

3 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選によって選定する。

### (委員の除斥)

**第3条** 本会委員は、次に掲げる場合には、当該保険事故についてその職務から除斥される。

- (1) 本会委員が保険事故の対象となったとき。
- (2) 本会委員が保険事故の対象となった法人会員の社員であるとき。
- (3) 保険事故の対象となった会員と使用関係にあるとき。
- (4) 保険事故の対象となった会員と特別の利害関係（身分関係を含む。）があるとき。
- (5) 前各号に掲げる事由のほか委員の過半数が適当でないと認めたとき。

**第4条** 次に掲げる者は、委員となることができない。

- (1) 会長
- (2) 綱紀調査委員
- (3) 紛議調停委員

### (招集)

**第5条** 委員会は、委員長が招集する。ただし、初回の委員会は会長が招集する。

### (報告義務)

**第6条** 委員長は、本会及び保険会社に対し、委員会の議事の内容を報告しなければならない。

### (顧問等)

**第7条** 委員会は、保険会社が推薦する弁護士から法律上の助言を得ることができる。

2 委員会は、必要があると認めたときは、学識経験者の中から顧問を委嘱することができる。

### (秘密保持)

**第8条** 委員会の議事の内容は公開しない。

2 委員その他の関係者は、正当な事由がある場合でなければ、職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

### (費用負担)

**第9条** 委員会の開催に関する費用について、本会委員に関するものは原則として本会が負担する。

(その他)

**第10条** 委員会は、本規程に定める事項のほか、保険事故の処理及び委員会の運営に必要な事項を定めることができる。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、平成16年12月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、本会会則一部改正認可の日(平成17年8月31日)から施行する。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、改正司法書士会会則の認可の日(平成24年1月23日)から施行する。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程の改正は、会則の変更の認可の日(平成28年3月8日)から効力を生ずる。